

南九州市訓令第12号

南九州市窓口業務委託プロポーザル審査委員会設置規程を次のように定める。

令和7年11月14日

南九州市長　　塗　木　弘　幸

南九州市窓口業務委託プロポーザル審査委員会設置規程

(設置)

第1条　南九州市窓口業務委託を実施するに当たって、プロポーザル方式により契約の相手方の候補者の選定を厳正かつ公正に行うため、南九州市窓口業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条　委員会は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 企画提案書等の審査及び契約の相手方の候補者の選定に関する事務。
- (2) その他必要な事務

(組織)

第3条　委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 総務課長
- (2) 市民生活課長
- (3) 総務課行政改革推進係長
- (4) 新庁舎建設推進課新庁舎建設推進係長
- (5) 企画課DX推進係長
- (6) 税務課市民税係長
- (7) 市民生活課市民係長
- (8) 知覧支所市民生活係長

2　委員会の委員長は、総務課長をもって充てる。

(委員長及び委員の除斥)

第4条　南九州市窓口業務委託の契約の相手方の候補者が、委員長又は委員の自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹であるとき又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係があると認めるとときは、当該委員長又は委員は、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、委員会の会議（以下「会議」という。）に出席し、発言することができる。

(委員長の職務等)

第5条 委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を総理する。

2 委員長に事故があるとき又は前条の規定により委員長が徐斥となつたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員長及び委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は資料を提出させることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和7年11月14日から施行する。